

【報告3】新型コロナウイルス感染症に関連した取り組みについて

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

- 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」（令和2年3月10日：国の対策本部決定）に基づき、新型コロナウイルスに感染等した被用者（給与の支払いを受けている方）に対して、傷病手当金の支給を実施。

【国が全額を財政支援】

- 国の財政支援が延長されたことに伴い、適用期間を延長して実施。

（適用期間）令和2年1月1日～令和4年3月31日

相談件数及び支給件数

（令和3年12月末時点）

年度	相談件数	支給件数
令和3年度	1,098件	278件

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について

- 昨年度に引き続き、国通知に基づき、主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は収入が10分の3以上減少した世帯に対して、保険料の減免を実施。【国が減免額を全額財政支援】

- 減免対象となる保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料

減免適用件数及び減免額

（令和3年12月末時点）

年度	減免適用件数	減免額
令和3年度	17,782件	30.6億円